

## 司法試験出題内容漏えい事案を踏まえた再発防止策及び 平成29年以降の司法試験考査委員体制に関する提言

平成28年10月5日

司法試験出題内容漏えい問題に関する  
原因究明・再発防止検討ワーキングチーム

### 第1 はじめに ―検討に際しての基本的な視点―

司法試験出題内容漏えい問題に関する原因究明・再発防止検討ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）は、昨年10月、平成28年司法試験（以下各年の司法試験については「平成28年試験」等という。）に関する暫定的措置として、法科大学院において現に指導している者（以下「法科大学院教員」という。）は問題作成に従事しないとの方針を提言した。これは、法科大学院教員であった青柳幸一前司法試験考査委員（以下「青柳前委員」という。）による司法試験出題内容漏えい事案（以下「本件漏えい事案」という。）が、司法試験の公正性・公平性に対する信頼を根底から損なうものであり、その信頼を確保することが何よりも必要であるとの認識によるものであった。現時点においてもこの認識に何ら変わるところはない。司法試験委員会が設置した意見募集窓口に、同種事案の再発を懸念し、十分な再発防止策を講じるべきとの意見が相当数寄せられていることを重く受け止める必要があり、平成29年以降の司法試験考査委員（以下「考査委員」という。）体制の検討に際し、司法試験の公正性・公平性に対する信頼を確保するため同種事案の再発を決して許してはならないとの視点を持つことが極めて重要であることは言うまでもない。

それと同時に、ワーキングチームは、法科大学院教育との有機的連携の下、法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を判定するという司法試験の目的に鑑み、その判定に適切な問題（司法試験の目的に沿う適切な問題）を安定的かつ継続的に提供することも重要であると認識している。受験予定者から出題傾向の変動等に対する懸念が寄せられていることも重く受け止める必要があり、考査委員体制が今後毎年のように大きく変動し、その都度受験予定者が不安を感じるという状況は好ましくない。このように、考査委員体制の検討に際しては、司法試験の目的に沿う適切な問題を安定的かつ継続的に提供し得る体制を構築するという視点も同様

に重視する必要がある。

ワーキングチームは、これらの視点の下、平成29年以降の考査委員体制について、平成28年試験の考査委員体制を継続するか否かを含めて検討を続けた結果、その提言を取りまとめるに至ったことから、以下報告する。

## 第2 考査委員体制についての検討

### 1 司法試験の性質及び近時の問題作成の体制

上記のとおり、司法試験は、法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする資格試験であり、平成18年から始まった新たな司法試験は、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度の一部と位置付けられ、法科大学院課程における教育との有機的連携の下に行うこととされている（司法試験法第1条第3項）。このような基本的理念は、司法試験における具体的な出題の在り方等にも反映されており、例えば、論文式試験においては、法科大学院において専門的な法知識の習得のみならず、事実に即して具体的な法的問題を解決していくための能力等が育成されることを前提にして、比較的長文の具体的な事例を出題することを通じ、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力を試すこととされ、理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いることとされている（新司法試験実施に係る研究調査会報告書参照）。このように、現在の司法試験は、プロセスとしての法曹養成制度全体を通じて<sup>かんよう</sup>涵養される法曹に必要な資質を念頭に置き、将来法曹となるにふさわしい知識、思考力、分析力、表現力等を備えているかどうかを判定する試験として実施することが想定されており（上記報告書参照）、このような司法試験の性質を踏まえ、平成18年から平成27年に至るまで、法科大学院教員を中心とした研究者と実務家とが協力して問題を作成するという体制が採られてきた。この間、平成19年には、出題内容の漏えいではないものの、法科大学院教員による不適切指導事案が生じたが、なお法科大学院教育と司法試験の有機的連携が必要との観点から、問題作成に関わる研究者の考査委員の人数を限定するとともに、法科大学院修了者や最終学年後期の修了予定者に対する考査委員による指導を禁止するなどの対策を講じつつ、法科大学院教員が問題作成に関与する体制は維持されてきた。

### 2 平成28年試験の考査委員体制に関する提言

ワーキングチームは、上記の司法試験の性質等を踏まえつつ、平成28

年試験の審査委員体制について検討したが、本件漏えい事案は、司法試験の公正性・公平性に対する信頼を根底から損なうものであり、十分な再発防止策が講じられないまま平成28年試験の審査委員に法科大学院教員が選任されることとなれば、特定の受験者に有利な状況が生じているのではないかという疑念を払拭することは到底できないものと考えた。その一方で、法科大学院教員を審査委員に選任することを前提とする再発防止策を策定することは、平成28年試験の審査委員を選任する時期が切迫していたことから、検討を開始した時点では時間的に極めて困難な状況であった。そこで、ワーキングチームは、昨年10月、司法試験の公正性・公平性に対する信頼を確保することが何よりも必要であり、そのためにこの時点で採り得る再発防止策は、法科大学院教員が問題作成に従事しないこととするほかないとの結論に至り、平成28年試験の審査委員体制について、その旨の方針を提言した。

### 3 これまでに実施したヒアリングにおける指摘

上記の提言の前後を通じて実施した審査委員経験者のヒアリングにおいては、研究者及び実務家の双方から、上記のような司法試験の性質等を踏まえると法科大学院教員が問題作成に関与することが望ましいとの指摘がなされた。多くの審査委員経験者は、実際に問題を作成した経験を踏まえつつ、適切な問題を作成するためには法科大学院教員の関与が必要であり、十分な再発防止策を講じた上で法科大学院教員が問題作成に関与する状況が望ましいとの意見を示した。その具体的理由としては、例えば、法科大学院教員は、法科大学院における教育経験を通じ、単に法律知識を問うのではなく、具体的事例に基づいた理論的かつ実践的な出題を行うことに習熟しており、理論と実務とを架橋する法科大学院教育を踏まえた内容とすべき司法試験の問題作成に際してもその経験に基づく指摘が非常に有用であるという点や、問題作成に際しては、受験者の能力判定に適した設問の設定や難易度とするため、出題論点が法科大学院においてどのように取り扱われ、それに対し学生がどの程度の理解を示しているのかを把握することが必要であることから、実際に法科大学院生の指導に関わっている者の経験に基づく助言を得ることが望ましいといった点などが指摘された。上記のヒアリングにおける指摘は、法科大学院教育との有機的連携が求められる司法試験の性質を踏まえれば十分理解することができるものであった。

### 4 平成28年試験における研究者の選任状況及び将来における研究者の選任に関する見通し

平成28年試験においては、上記のワーキングチームによる提言を踏まえ、かつて法科大学院における指導に関わっていた研究者や学部のみの方の指導に関わっている研究者など、法科大学院教員ではない研究者が審査委員に選任され、それらの研究者と実務家とが協力して問題を作成することとなった。しかし、その選任過程においては、研究者である審査委員（以下「研究者委員」という。）の任命が遅い者では例年から約2か月遅い平成27年12月下旬にまでずれ込み、その分問題作成に充てることのできる期間が短くなってしまった科目が生じたほか、前年までの研究者委員の数を確保することができず、中には研究者委員が1名のみの方の科目も見られた。

このように、法科大学院が法曹養成制度の中核と位置付けられ、司法試験科目の研究者の多くが法科大学院での指導に関わっている現状において、かつて法科大学院における指導に関わっていたものの現在は指導を離れている研究者や学部のみの方の指導に関わっている研究者に限って審査委員の人選を行った場合、給源が限定されることに伴い、将来的に人選に一定の困難を生じることが予測された。平成28年試験においては、70歳以上の研究者を含め、相当数の研究者から、試験実施につき危機的状況にあるとの認識の下、急な依頼に応じて問題作成に関与することの了承を得たとの事情があるが、今後も継続的にこういった対応を期待することはできず、期間の経過と共に適任である研究者を確保することが更に困難となっていくものと容易に想定された。そして、後述するように研究者委員につき再任回数の制限を行った場合、その困難さは一層顕著となると推測された。

司法試験の目的に沿う適切な問題を作成するためには、各科目についての知識や研究・教育経験に富んだ高い資質を有する研究者が問題作成に関与することが必要であり、適任である研究者が確保できないため、そのような問題を作成することができないといった事態は許されず、ワーキングチームとしては、これを安定的かつ継続的に作成することができるよう、上記のような資質を有する研究者が問題作成に関与し続けることが必要であり、そのためには、本来、広い給源の中から研究者委員を選任し得る体制であることが望ましいものと考えた。

#### 5 平成29年以降の審査委員体制に関する検討の方向性

以上のような検討を踏まえると、平成29年以降の審査委員体制を考える場合、司法試験の目的に沿う適切な問題を安定的かつ継続的に提供し得る体制を構築することも非常に重要な観点であると言えることから、問題作成を担当する審査委員に法科大学院教員を選任することの当

否について、司法試験の公正性・公平性に対する信頼を確保することができるかという観点をも踏まえて真摯に検討する必要があるものと考えた。

そこで、この検討に当たっては、仮に法科大学院教員が問題作成に関与した場合であっても同種事案を未然に防止するための再発防止策を講じることができるかが極めて重要となることから、以下のとおり、具体的な再発防止策の内容及び実効性を検討し、その結果を踏まえ、法科大学院教員について問題作成を担当する考査委員に選任することの当否を検討することとした。

### 第3 再発防止策に関する検討

本件漏えい事案は様々な要因によって生じたものと言うことができるが、ワーキングチームにおいては、本年3月、それまでの調査結果を踏まえ、本件漏えい事案に関して特に指摘すべき問題点を報告したところであり、少なくともそこで指摘した事項は、漏えいの要因となり得る制度上の問題点として対策を要すべき事項であり、再発防止策を検討する上で重要な要素となるべきものである。そこで、既にワーキングチームとして指摘した問題点をも踏まえつつ、以下、再発防止策に関する検討の状況を報告する。

#### 1 法科大学院関係者による再発防止策について

本年3月の上記報告において、法科大学院教員である考査委員がその教え子である司法試験の受験予定者と日常的に近い立場で接することに伴う漏えい等の内在的危険について指摘した。この点は、先に言及したとおり平成19年にも不適切指導事案が発生したことを踏まえると、特に重視すべき問題点と言うべきである。この問題点に対しては、以下に指摘するのとおり、法科大学院関係者によって、法科大学院教員が問題作成を担当する考査委員に選任されることとなった場合を想定して、自発的に再発防止策の構築に向けた取組が進められてきており、その内容も、上記のような内在的危険等を十分意識したものと評価することができる。

(1) 本件漏えい事案の発生後、法科大学院関係者において、漏えい等を防止するための再発防止策に関する検討が進められ、本年6月、法科大学院協会において一定のガイドラインを示すとともに、各法科大学院においては、それを踏まえた再発防止策の検討を行っている。そして、青柳前委員については、教え子であった受験者に対し大学構内の閉鎖的スペースにおいて出題内容の漏えいを行っていたこと、法科大学院における授業中に司法試験の出題論点に関わる発言をしたこと、司法試験の受験

を予定する教え子との交際を含め学生との接し方が適切でなかったことが認められ、これらは上記の内在的危険が現実化したものと言うことができる。この点、法科大学院協会が作成した上記ガイドラインには

- ① 考査委員である法科大学院教員は、個別指導を閉鎖的スペースで行わず、オープンスペースでのみで行うこととし、各法科大学院において、そのような場所を確保すること
- ② 考査委員である法科大学院教員は授業内容を録音等し、各法科大学院がその記録媒体等を管理すること
- ③ 各法科大学院は、漏えい等に係る苦情通報窓口を設けるとともに、考査委員である教員の授業アンケートをチェックする体制を構築すること

などが掲げられており、青柳前委員が実際に行った漏えいを含む不適切な行為を踏まえ、それに対して一定の対策を講じることとされている。

また、青柳前委員の不適切な行為の背景として、個人的な資質の点に加え、法科大学院教員に司法試験合格率の向上への貢献が求められている状況や考査委員が教員となることの法科大学院としてのメリットなどを指摘する声があるところ、上記ガイドラインには

- ④ 考査委員である法科大学院教員は、自らが考査委員であるという理由で授業の有用性が大きいかなのような自己宣伝をしないこと
- ⑤ 各法科大学院は、司法試験の問題作成に関与した教員がいることを自校の宣伝材料にしないこと

なども掲げられており、青柳前委員の不適切な行為の背景となった要因に関する指摘にも一定の配慮がなされている。

そして、上記ガイドラインには

- ⑥ 各法科大学院において、考査委員の氏名や考査委員として遵守すべき事項を自校教員や学生に周知すること
- ⑦ 苦情通報等により各法科大学院において調査すべき事実を認めた場合には聴取等の所要の対応を行い、その結果、考査委員たるにふさわしくない行為が認められるときは司法試験委員会に通知すること
- ⑧ 再発防止に向けて各法科大学院のみならず、法科大学院協会も独自の苦情通報窓口を設置するなど一定の役割を果たすこと

なども盛り込まれており、これらが実現すれば、上記の対策の実効性についても相当程度認められるものとする。

- (2) 以上に照らすと、各法科大学院において、法科大学院協会の提案したガイドラインの内容を盛り込む形で実際に再発防止策を構築した場合に

においては、上記の内在的危険を相当程度減じることができるものと考え  
る。

## 2 司法試験委員会による再発防止策について

法科大学院教員について問題作成を担当する考査委員に選任することとする場合に、司法試験の公正性・公平性に対する信頼を確保するため、司法試験委員会において講ずべき新たな対策としては、以下のものが考えられる。

### (1) 考査委員の推薦体制の整備

考査委員は、司法試験委員会の推薦に基づいて任命されるところ、青柳前委員のような問題がある考査委員が任命されないようにするためには、司法試験委員会において、幅広い情報により適切な候補者を選定していく必要がある。そして、青柳前委員の例からも明らかなおおりに、考査委員の適性に関するこれまでの司法試験委員会の情報把握に問題があったことを踏まえると、法科大学院教員について問題作成を担当する考査委員に選任することとする場合には、司法試験委員会において、各科目の実情に通じた研究者、各法科大学院、法科大学院協会等の関係機関と連携し、十分な情報を収集した上で、適切な考査委員候補者を法務大臣に推薦することができるようにするため、考査委員の推薦体制を整備することが必要である。具体的には、様々な情報に応じた迅速かつ適切な対応を行うことができるようにするため、司法試験委員会の下に法曹三者や法科大学院関係者により構成される新組織を設け、この新組織が関係機関等から情報を収集するとともに客観的かつ中立的な観点から適切な考査委員候補者をリストアップする役割を担うことにより、司法試験委員会による考査委員の推薦を補佐していくことが考えられる。司法試験委員会がこの新組織を設ける際には、上記のような役割を適切に果たすことができるよう具体的な制度設計をすることが求められる。

### (2) 再任回数制限

青柳前委員の漏えいを含む不適切な行動につき、長期間考査委員として任命され続けたことに伴う慢心や油断が影響していた可能性は否定し難く、青柳前委員が10年間継続して考査委員に就任したことは長きに失したものと言わざるを得ない。考査委員は、毎年の司法試験ごとに任命されるものであるが、今後においては、再任回数を制限するなど、就任期間が過度に長期とならないような制度的な方策を講じるべきである。そして、このような制度的方策は、考査委員の緊張感を保つことに加え、長期間考査委員に就任している教員の在籍が当該法科大学院の評

働につながるというような事態を防止したり，特定の研究者委員が出題に対する過度な影響力を持つことを防止するなど，特に法科大学院教員である研究者委員が漏えいに至る要因を解消する効果を期待できるものでもある。就任期間の限定については，法科大学院教員である研究者に限らず，全ての考査委員に関係する論点と言えるが，上記効果に鑑みると，問題作成を担当する考査委員として法科大学院教員を選任する場合には，再任回数を制限することが不可欠である。そして，その場合，出題の安定性について十分な配慮をしたとしても，再任回数は2回程度とし，連続3年程度の考査委員就任にとどめることが相当である。

なお，適切なタイミングにおける考査委員の交替が安定的かつ継続的に確保されるためには，単に再任回数を制限すれば足りるものではなく，適任の候補者を安定的に確保する方策が必要である。したがって，司法試験委員会には，憲法以外の科目においても長期にわたり考査委員に就任していた者が散見される運用となった原因も踏まえ，上記考査委員推薦体制の整備も含め，適時における考査委員の交替が実現していくための対策の検討を求めるものである。また，これに関連し，特定の研究者が長期にわたり各科目の取りまとめ役である主査の地位にあることの問題点が指摘されていることも踏まえ，再任回数の制限により一定程度問題が解消されるものではあるが，問題作成過程における適切な役割分担の在り方等についても今後の検討課題となるものとする。

### (3) 司法試験委員会への苦情通報窓口の設置

法科大学院協会の上記ガイドラインは，漏えいに係る苦情通報窓口を設けることとしているが，これは，法科大学院における考査委員の行動の透明性を向上し，不適切な行動があった場合には，学生，他の教員，法科大学院，法科大学院協会など複数の目でこれをチェックしてこれを認知できる態勢を整えるという考えに基づくものである。これと同様の考えに基づき，司法試験委員会にも同様の苦情通報窓口を設定し，両窓口があいまって相互に実効性を高めていくことが必要である。これまでにも，本件漏えい事案の発生を受けた意見募集窓口に対し，受験者や将来受験を予定する法科大学院生，法科大学院教員などから様々な意見が寄せられており，苦情通報窓口が設置された場合には，同様に有効活用されることが期待される。

### (4) 遵守事項の拡充と周知の徹底

法科大学院協会の上記ガイドラインは，問題作成を担当する考査委員となる法科大学院教員につき，個別指導を閉鎖的スペースで行わないこ

ととすることや、授業内容を録音することなどの取組を行うことを提言するとともに、各法科大学院にそのような取組に協力することを求めている。各法科大学院における再発防止策として自発的に上記の取組が行われていくことを踏まえ、法科大学院教員について問題作成を担当する審査委員に選任する場合には、司法試験委員会が設ける審査委員としての遵守事項にも当該取組の内容を盛り込み、それが各法科大学院を通じて教員や学生にも周知されることにより、遵守事項の実効性が高められる状況としておくことが必要である。また、遵守事項については、過去においてその周知徹底の方法が不十分であったことは否めず、平成28年試験からは審査委員に遵守事項への署名を求めるなど審査委員の自覚を高める工夫が行われているところであるが、こういった取組についても当然継続されるべきものとする。さらに、平成27年試験以前は、問題作成に関わる審査委員につき、任命後は司法試験の受験を予定する法科大学院修了者や修了予定者に対する指導を禁じていたところ、かかる措置についても継続されるべきものである。

また、審査委員が遵守事項に違反した場合には、当該審査委員に対し、注意、解任等の所要の措置を講じるほか、遵守事項の実効性をより高める観点からは、違反の程度や必要に応じ、所属法科大学院名等の公表や、当分の間、当該法科大学院の教員を審査委員に選任しないものとするなど法科大学院に対する措置も検討する必要がある。

#### (5) 情報管理の徹底

試験に関する情報については、既に司法試験委員会において、その取扱いに関するガイドラインを定めるなど一定の措置を講じたところではあるが、今後も当該情報の漏えいや流出を防止する見地から検討を行い、必要に応じて上記ガイドラインを見直すなど、引き続き適切な情報管理に努めるべきである。

#### (6) 漏えい防止のためのその他の方策

仮に漏えいがされたとしてもこれを発見できれば、漏えいは無意味になるため、上記の各再発防止策に加え、答案の確認等を通じて漏えいを発見するなどの方策を強化することも再発防止策の一つとなることから、司法試験委員会においては、こうした取組に努めることも望まれる。

### 3 再発防止策に関する総合的評価

以上検討した再発防止策は、それぞれが単独で漏えいを完全に抑止することは困難であるとしても、司法試験をより良いものにし、その信頼の回

復を図るとの関係者の共通理解の下，その全てが構築されて，司法試験委員会における再発防止策，各法科大学院における再発防止策，法科大学院教員である考査委員自らの取組等が相互に補強し合い，多層的な対策として運用されるならば，問題作成担当の研究者委員が法科大学院での教育に従事したとしても，漏えい等の危険を最小化することができるものと考え

具体的には

- ① 考査委員の人選段階において，司法試験委員会の下に新設される組織を活用し，関係機関等とも連携して候補者である法科大学院教員が適任であるかを的確に判断すること
- ② 次いで，法科大学院教員の考査委員への選任後の段階において，閉鎖的スペースでの指導の禁止，授業の録音，法科大学院修了者や修了予定者に対する指導の禁止等により，考査委員と司法試験受験者との間に不適切な関係が生じることを防止すること
- ③ さらに，法科大学院において考査委員の氏名や遵守事項を学生や教員に周知すること，様々な機関に苦情通報窓口を設置すること，違反行為が認められた際は法科大学院から司法試験委員会に通知がなされる枠組みを設けることなどを通じ，考査委員の行動についての透明性を高め，上記②の措置の実効性を確保すること
- ④ 考査委員の再任回数の制限，拡充された遵守事項への署名等によって考査委員の緊張感が保たれるよう手当てすること
- ⑤ 試験に関する情報の管理を徹底すること

など，一連の多層的な対策が相互に補強し合って有効に機能することにより，再発防止が図られるものと考え

#### 第4 平成29年以降の考査委員の体制に関する考え方

これまで検討してきたとおり，司法試験の目的に沿う適切な問題を安定的・継続的に作成することができる体制を構築するためには，平成29年以降の司法試験において，法科大学院教員も問題作成を担当する考査委員の選任候補に含めることが望ましく，司法試験の公正性・公平性に対する信頼を確保するためには，第3において指摘したとおり，司法試験委員会や各法科大学院において十分な再発防止策を構築することが必要不可欠である。

そして，直近の平成29年試験に関しては，今後，ワーキングチームによる指摘事項を踏まえ，司法試験委員会において迅速に再発防止策を実行

するとともに、各法科大学院においても適切な再発防止策を構築し、それを司法試験委員会として確認することができた場合、司法試験委員会において、そのような再発防止策が講じられている法科大学院の教員に限り、平成29年試験の問題作成を担当する考査委員として選任の対象とすることを検討することが相当である。

現実に法科大学院教員を平成29年試験の問題作成を担当する考査委員として推薦するかについては、司法試験委員会において早急に議論を深め、自ら講じた再発防止策の内容やその完成度につき吟味するとともに、各法科大学院における再発防止策についても注視した上で判断すべきであって、ワーキングチームとしても、その検討に際しては、必要に応じてワーキングチームの基本的な考え方を示すなどして必要な協力を継続していくこととしたい。

もともと、本件漏えい事案が極めて深刻な事案であり、司法試験の公正性・公平性に対する信頼の回復が決して容易ではないことに鑑みると、平成29年試験において再発防止策を講じている法科大学院の教員を考査委員に推薦する場合であっても、その判断は慎重に行うべきであって、当該科目において適任である研究者を法科大学院教員から確保する必要性の程度や、当該法科大学院において講じられる再発防止策の信頼性の程度等を考慮し、特に必要かつ相当と認められる範囲での限定的な推薦にとどめるべきである。また、新たに講じられる再発防止策については、いずれも初めて実施される措置であることから、その実効性等につき実際の運用を踏まえた継続的検証を行っていくことが不可欠であり、この観点からも、平成29年試験において法科大学院教員について問題作成を担当する考査委員として選任する場合には、その人数は限定的であるべきである。

## 第5 おわりに

今回提言した一連の措置については、ただそれが形式的に導入されれば足りるものではなく、平成29年以降の司法試験において適切に運用され、実効性あるものとして機能していくことが必要である。そして、一連の措置の中には、司法試験委員会が単独で運用するのではなく、法科大学院等の関係機関と連携して運用する必要がある措置も多いことから、司法試験委員会は、関係機関と情報交換を行いつつ、再発防止策の運用状況を踏まえ、その実効性について不断の検証を続けていくべきである。

また、この検証に際しては、個々の措置の実効性に加えて、当該措置が司法試験の実施運営全体の中で適切に機能しているかという視点を持つこ

とが必要である。例えば、ワーキングチームによる議論の過程では、一部の構成員より、現在の問題作成や答案審査に伴う考査委員の負担の重さから、考査委員の継続的・安定的な確保は決して容易ではなく、今後、再発防止策の一つである再任回数制限の継続的運用が困難にならないかとの懸念が示されたところであるが、司法試験委員会には、こうした点も含め、考査委員による問題作成や答案審査等の業務の進め方、考査委員間の役割分担の在り方、試験に関する情報管理の在り方等について広く目を配り、万一漏えいの素地となるような問題点が認められた場合には速やかに見直しの対象としていくことを求めたい。

そして、そのためには、司法試験委員会において、考査委員推薦のための新組織や平成27年6月10日司法試験委員会決定に基づき出題の在り方等の検証体制として創設された検証担当考査委員から検討状況について十分な報告を受けて、司法試験の実施運営上の問題を早期に把握するよう努め、その原因や対策に関する検討を迅速に行うことができるようにするための方策を講ずべきである。

ワーキングチームは、以上のような不断の検証及び必要な見直しを通じ、今回提言した一連の措置が司法試験の実施運営全体の中で有効に機能する状況が維持され、それによって二度と同種の事案が生じないことを強く望むものである。